

「医療福祉センターきずな」 次世代育成支援対策行動計画(第6回)

1、主旨

「医療福祉センターきずな」は、病院としての施設機能を有した児童福祉施設であるため看護職・介護職員が大半を占め、職員全体に対する女子職員の割合が70%と高く、育児をしながら安心して働ける、家庭との両立が出来る働きやすい職場環境の整備を図っていく必要がある。

職員が施設内の保育室を有効利用し、子どもを預け、安心して仕事に取り組めるとともに、家庭での子育てと仕事が両立できるよう次の行動計画を策定する。

前回(第5回)の行動計画で目標の一つとした年次有給休暇取得率「80%以上」の実績は85.7%で、その目標を達成した。

今回も引き続きこの目標を掲げ、良好な職場環境づくりを進める。

2、計画期間

当施設は看護職・介護職の職員が大半を占めており中途退職等による入れ替わりが比較的多いため計画期間は2年間とし2年後に計画の見直しを行う。

計画期間

平成29年1月1日～平成30年12月31日までの2年間

3、目標と対策

(目標1) 小学生未満の子どもを持つ職員の年次有給休暇取得率を計画期間において80%以上とする。

対策 対象職員(13名)への周知徹底を図る。

年次有給休暇取得の申し出がしやすい職場環境づくりに努めるよう管理、監督職の意識啓発を図る。

また、勤務表作成時に休暇を優先的に取得するよう配慮する。
時間単位の年次有給休暇の優先取得に配慮する。

(目標2) 院内保育室の有効利用の促進を図る。

対策 職員が施設内保育室を利用しやすいよう、職員の勤務変更にも臨機応変に対応して子供を預かる。

夏休み、冬休み、春休み等の休日において普段利用していない幼児も一時的に施設内の保育室を利用できるよう対応する。

施設内保育室を利用しやすいよう引き続き利用料金の援助を行い

自己負担を少なくする。

夜間保育、時間延長保育等、職員の勤務体制（夜間勤務、早出・遅出勤務）に合わせた保育体制をとる。

子どもが風邪等の病気になった時、回復期にあつて、本人が通園可能で且つ周囲の子どもに悪影響を及ぼさない状態になった場合は、完全に治癒した状態ではなくても病後児保育室で保育を行う。

(目標 3) 安心して子どもを預け、安心して働けるよう親子ともどもの健康管理や相談窓口を開設する。

対策 施設で預かっている子どもや労働者が風邪による発熱などで健康を害した時、優先的に診察を受けることができるよう、また、子育ての相談窓口として、施設の常勤医(小児科医)並びに外来担当看護師を専任として配置する。

(目標 4) 育児・介護休業法に基づく育児休業や、育児休業給付、産前産後休業など就業規則の内容を周知し、それぞれの制度の利用促進を図る。

対策 医療福祉センターきずな「育児・介護休業等に関する規程」(平成22年6月法改正により改訂)の内容を職員に周知し、産前産後の休業のみならず育児休業も積極的に取得するよう指導するとともに、休暇が取得しやすい職場環境とするよう管理監督職の意識啓発を図る。

産前産後休業・育児休業制度や、育児休業給付など仕事と家庭が両立できる生活支援制度があることを周知する。

育児休業期間中の代替要員の確保を行う。